

鯖江市地域再生可能エネルギー導入目標策定業務
公募型プロポーザル実施要領

1 実施目的

本市は2021年5月に「ゼロカーボンシティ」宣言を行い、市民・産業界・行政が協働して地球温暖化対策に取り組み、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとすることを目標に掲げた。

今後、地球温暖化対策に資する取組をさらに推進していくため、脱炭素ロードマップを策定し、ゼロカーボンシティを実現するために必要な政策や重点施策等についてとりまとめることとしている。

本事業は、環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業)を活用し、温室効果ガス排出量の将来推計を踏まえた将来ビジョン・脱炭素シナリオを作成し、再生可能エネルギーの導入目標と本市の脱炭素ロードマップを策定すること等を目的としており、策定する脱炭素ロードマップは、温暖化対策実行計画(区域施策編)にも反映させる予定である。

この要領に定める公募型プロポーザルは、本事業を委託するに当たり幅広く企画提案を募集し、最も適切な者を本事業の受託者として選定するものである。

2 事業概要

(1) 業務名

鯖江市地域再生可能エネルギー導入目標策定業務

(2) 業務内容

別紙「業務委託仕様書」のとおりとする。

(3) 契約期間

契約締結日から令和5年1月31日まで

(4) 費用上限額 9,200,000円(消費税等を含む。)

※ 別紙「業務委託仕様書」に記載された「鯖江市脱炭素ロードマップ策定委員会(仮称)の開催支援」における委員への謝礼や会場使用料を含む。なお、謝礼の支払については、鯖江市長等の給与および旅費等に関する条例(昭和32年鯖江市条例第5号)に準ずること。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、以下の要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に規定する者に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始または破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 国税および地方税を滞納していないこと。
- (4) 鯖江市測量等競争入札参加者名簿(建設コンサルタントの「都市計画及び地方計画」または「建設環境」部門)に登録があること。または、公募型プロポーザル参加表明書提出期限までに登録を有する見込みがあること。
- (5) 鯖江市において、公告日から契約締結日までの間、指名停止を受けていないこと。

- (6) 法人およびその役員が、鯖江市暴力団排除条例（平成23年鯖江市条例第10号）に規定する暴力団、暴力団員およびそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 平成31年度・令和元年度から令和3年度までの過去3年間に地方公共団体が発注した本委託業務と同種の業務を直接受託した実績があり、確実に履行できる者であること。
- (8) 管理技術者は、以下のいずれかの資格を有する者とする。
 - ア 技術士（建設部門：都市及び地方計画）
 - イ 技術士（環境部門：環境保全計画）
 - ウ エネルギー管理士
- (9) 仕様書に定める内容を遂行できること。

4 スケジュール

公告から事業者選定までのスケジュールは以下のとおりとする。

- (1) 実施の公告（実施要領公表） 令和4年6月 2日（木）
- (2) 質問受付期限 令和4年6月14日（火）午後5時まで（必着）
- (3) 質問回答期限 令和4年6月16日（木）午後5時まで
- (4) 参加申込書提出期限 令和4年6月22日（水）午後5時まで（必着）
- (5) 提案書の提出期限 令和4年6月29日（水）午後5時まで（必着）
- (6) 審査会開催（書類審査） 令和4年7月 7日（木）予定
- (7) 選定結果の通知・契約締結 令和4年7月中旬予定

5 問合せ先および各種書類の提出先

〒916-8666 福井県鯖江市西山町13番1号

鯖江市産業環境部環境政策課 担当者：横住

TEL 0778-53-2227

FAX 0778-53-1121

Eメール SC-Kankyo@city.sabae.lg.jp

6 実施要領等の配布期間、配布場所

(1) 配付期間

令和4年6月2日（木）から令和4年6月14日（火）午後5時まで

(2) 配布方法

希望者に直接交付、または、鯖江市公式ホームページからダウンロードし、取得することもできる（いずれの場合も、問合せ先まで事前連絡を行うこと。）。

※ 郵送、FAX、電子メール等による配布は行わない。

(3) 配布資料

- ア 公募型プロポーザル実施要領
- イ 業務委託仕様書
- ウ 各種様式

7 質問の受付および回答

質問方法は、質問書（様式第6号）を提出した場合に受け付けることとし、電話または口頭による場合は、審査内容に関係しない軽易なものを除き受け付けない。

(1) 提出期間

令和4年6月2日（木）から令和4年6月14日（火）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

次のいずれかの方法にて提出すること。

持参、郵送、電子メール（ただし、電子メールで提出する場合は、次の「(3) 提出先」に事前連絡および到達確認を行うこと。）。

(3) 提出先

「5 問合せ先および各種書類の提出先」に記載のとおり

(4) 質問に対する回答

ア 質問は随時、質問者に回答する。

イ 全ての質問の一覧表を作成し、令和4年6月16日（木）午後5時までに鯖江市公式ホームページに掲載する。なお、質問への回答は、本実施要領および仕様書の追加または修正とみなす。

8 プロポーザルへの参加手続等

本プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書（様式第1号）等を作成し、以下のとおり提出することとし、当該プロポーザル参加資格の審査を受けなければならない。

(1) 提出期限

令和4年6月22日（水）午後5時まで（必着）

内容に不備があるものおよび提出期限に遅れたものは受理しない。

(2) 提出方法

持参、郵送、電子メール（ただし、電子メールで提出の場合は、事前連絡および到達確認を行うこと）。なお、提出期限経過後の書類の差し替えおよび再提出は認めない。

(3) 提出先 「5 問合せ先および各種書類の提出先」に記載のとおり

(4) 提出書類

ア 参加表明書（様式第1号）

イ 会社概要書（様式第2号）

ウ 登記事項証明書または登記簿謄本（発行後3か月以内のもの） ※写し可

エ 定款（写し）

オ 納税証明書（国税および地方税に滞納がないことの証明書） ※写し可

カ 業務実績書（参加資格要件である業務実績の報告、様式第3号）

(5) 参加を辞退する場合

参加表明書提出日以降に参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出しなければならない。

9 参加資格要件の確認

参加表明書を提出した者の参加資格要件について確認し、参加資格の有無について、プロポーザル参加資格確認結果通知書（様式第7号）により通知するものとする。

10 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和4年6月29日（水）午後5時まで（必着）

内容に不備があるものおよび提出期限に遅れたものは受理しない。

(2) 提出方法

持参、郵送、電子メール（ただし、電子メールで提出する場合は、次の「(3) 提出先」に事前連絡および到達確認を行うこと。）。なお、提出期限経過後の書類の差し替えおよび再提出は認めない。

(3) 提出先

「5 問合せ先および各種書類の提出先」に記載のとおり

(4) 提出書類

	項目	記載内容
1	企画提案書（様式第4号）	業務委託仕様書を満足し、かつ、本事業の目的に沿った業務内容について提案内容を記載
	(1) 再エネ導入目標策定	同上
	(2) 再エネ導入プロジェクトの検討	同上
	(3) 脱炭素ロードマップ策定委員会の運営	同上
	(4) 事業スケジュール	契約締結から事業完了報告までの実施行程が分かるように記載
	独自提案	計画品質の向上、市民の理解促進などの面から事業者が提案するサービスがあれば記載
2	業務実施体制（様式第5号）	本業務を行う管理技術者、担当技術者の経験・保有資格について記載
3	参考見積書	上記、提案内容書等で提案した事項に関する見積書（消費税および地方消費税相当額を含み、税率は10%で算出）を作成すること。上限額を超えた見積書の場合は審査の対象としない。また、見積書の内訳書（任意様式：少なくとも構築費と利用料の内訳が分かるようにすること。）を別途添付

(5) 企画提案書の作成方法

ア 「(4) 提出書類」に記載の順に並べ、フラットファイルA4版左綴じとし、ページ番号およびタイトルを付すこと。

イ 参加表明書を提出した場合であっても、提出期限内に企画提案書等の提出がされない場合は、辞退したものとみなす。

ウ 提出された企画提案書は返却しない。また、提出以降における企画提案書等の追加、差し替えおよび再提出は認めない。

エ 提出された企画提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

- オ 企画提案書等の作成、提出等のプロポーザル参加に要する経費等は、全て提案者の負担とする。
- カ 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法を用いた結果、生じた事象にかかる責任は、全て提案者が負うものとする。

1.1 審査

(1) 審査委員会

審査委員会を組織し、審査委員会は参加資格要件を満たすものの中から書類審査を行う。

(2) 審査会審査

提出された企画提案書や業務実施体制、独自提案、価格を勘案し、最も優れている提案者を選定する。

ア 審査会審査実施日

令和4年7月7日（木）予定

イ 開催場所

鯖江市役所

1.2 評価基準および配点

評価基準		配点
1 実施体制・実績	業務実績	10点
	実施体制	5点
	実施拠点(県内本社:5、準県内:3、県外 1)	5点
2 企画提案の内容 (適確性、実現可能性)	事業への理解度	10点
	地域の特性・課題などの反映等	15点
	温室効果ガス吸排出量の調査・推計方法	5点
	再エネの賦存量・利用可能量調査 推計方法	5点
	再エネ導入プロジェクトの検討	20点
	脱炭素ロードマップ策定委員会運営と脱炭素推進体制の構築	10点
	事業実施スケジュール	10点
3 参考見積の妥当性		5点
合計		100点

※ 平成31年度・令和元年度から令和3年度までの過去3年間に地方公共団体が発注した本委託業務と同種の業務を受託した実績を審査対象とする（参加表明に関する書類の業務実績書に記載の実績を審査対象とする）。

※ 「参考見積の妥当性」は金額の適正さを評価するものであり、金額の低さを評価するものではない。

1.3 審査結果の通知

審査結果を書面にて通知する。

※ 採点内容などについては通知せず、結果のみを通知する。

1.4 契約の締結

審査結果通知後、市と委託契約の優先交渉権者は契約締結に向けた協議を開始する。原則として、企画提案書に記載された項目を委託契約の仕様に反映するが、本業務の目的達成のために必要がある場合は、協議より項目の追加、変更または削除を行う場合がある。

委託契約の仕様・見積額の協議において、優先交渉権者との協議が整わない場合は、審査会で次点となった提案者を委託契約候補者として協議を行う。

本プロポーザルは、環境省の行う令和3年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）の交付を前提に行うものであり、契約締結は当該補助事業の交付決定後に行うものとする。

1.5 失格事項

次のいずれかに該当するときは、その提案者を失格とする。

- (1) 提案者が虚偽の申請を行い、提案資格を得たとき。
- (2) 提案書が 次のいずれかに該当するとき。
 - ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき。
 - イ 定められた作成形式または記載上の留意事項に示された要件に適合しないとき。
 - ウ 参考見積りの金額（税込み 税率10%）が契約上限金額を超過したとき。

1.6 特記事項

- (1) 鯖江市情報公開条例（平成10年鯖江市条例第15号）に基づく開示請求があった場合には、対象文書として提案書類を原則公開することとなる。しかしながら、事業を営む上で、権利、競争上または事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認めるに足りる合理的な情報は、同条例第7条第2号の規定により非公開とできる場合がある。
- (2) 受託候補者は、円滑に受託業務を行うことができるよう、自らの責任において準備を行い、準備に必要な経費を負担するものとする。
- (3) 委託業務の全部もしくは主たる部分を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部に係る再委託について、あらかじめ市の承諾を得た場合はこの限りではない。